

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの機能強化が重要な経営課題であるとの認識の下、法令遵守はもとより、透明性の高い経営、公正かつ合理的な意思決定、そしてこれらの監督機能の強化に努めております。当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を尊重し、コーポレート・ガバナンスについて不断の機能強化及び検証を行いながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざしてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

すべての原則について、2021年6月11日付改訂後のコーポレートガバナンス・コード(2022年4月以降適用となるプライム市場向けの原則を含む。)に基づき記載しております。

#### 補充原則3-1-3

<気候変動への対応を含む自社のサステナビリティについての取組み>

持続可能な社会の実現に向けた当社グループの姿勢を社内外のステークホルダーに一層明確に示すため、「サステナビリティ方針」を定めるとともに、同方針の下、長期的に取り組むべき重点施策として、SDGsの視点を取り入れた7つの「サステナブル重要テーマ(マテリアリティ)」を設定いたしました。

なお、当社は2021年9月にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明しており、今後これらに基づいたシナリオ分析等を進め、開示の質と量の充実に努めてまいります。

<人的資本や知的財産への投資等>

人材育成やDXの推進を含む無形資産は、統合報告書にも記載しておりますとおり、当社の価値創造プロセスの基盤となる資本のひとつとして、中長期的な企業価値向上のために必要不可欠のものであると認識しており、人材戦略やイノベーション創造に関する部門を設置するなど、人的資本・知的財産への積極的な投資に向けた体制を整備しておりますが、経営戦略に照らして分かりやすく整理された投資戦略の策定には至っておりません。とりわけ知的財産への投資については、政府が策定を進める知的財産戦略の開示及びガバナンス体制の構築に関するガイドラインの内容も参照しつつ、今後具体的な投資戦略・活用戦略の開示に向けて検討を進めてまいります。

#### 補充原則4-2-2

自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針として、「サステナビリティ方針」を定めるとともに、同方針の下、長期的に取り組むべき重点施策として、SDGsの視点を取り入れた7つの「サステナブル重要テーマ(マテリアリティ)」を設定しております。

一方、人的資本・知的財産への投資を含む事業ポートフォリオ戦略については、今後その戦略を分かりやすく策定したうえで、取締役会において適切に監督していくための体制について検討を進めてまいります。

#### 補充原則5-2-1

当社における事業ポートフォリオに関する基本方針やその見直し状況等について、次期中期経営計画の策定及び公表の際に、より分かりやすく開示することをめざします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 原則1-3

企業価値の持続的成長をめざし、将来の収益拡大に資する投資を進めるとともに、有利子負債とキャッシュ・フローのバランスを重視した財務体質の改善に努め、株主還元については、安定的な配当を行います。なお、今年度の経営計画では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で悪化した財務健全性の回復を優先させ、コスト削減や投資抑制等により有利子負債残高の削減を進める方針であり、定量的な目標は連結営業利益、連結純有利子負債残高としております。

#### 原則1-4

取引関係の維持・強化等の観点から、中長期的に当社グループの企業価値向上に資すると認められる場合に、政策保有株式を保有いたします。

現在保有している銘柄については、毎年、取締役会において、当社の資本コストを基準とした定量的な検証を踏まえたうえで、保有の合理性が乏しいと判断される銘柄については、可能な限り速やかに縮減してまいります。

議決権の行使については、例えば次のように発行企業の企業価値や当社との取引関係に重大な影響を与える場合は、必要に応じて発行企業との対話等を経て賛否を判断いたします。

- ・業績の著しい悪化が一定期間継続している場合
- ・重大な不祥事があった場合
- ・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策に関する議案が付議された場合
- ・当社との取引関係に著しい影響を与える議案が付議された場合

#### 原則1-7

法令に基づき、取締役による利益相反取引については、取締役会の承認を得たうえで実施し、その結果の概要を、実施後遅滞なく取締役会において報告いたします。但し、継続的取引については、四半期毎に報告いたします。そのほか、主要株主(議決権の10%以上を所有する株主)との取引については、取締役会において、取締役による利益相反取引に準じた対応をとります。取締役会は、会社や株主共同の利益を確保する観点から、厳正に審議するものいたします。

#### 補充原則2 - 4 - 1

経営環境の変化に柔軟に対応し、持続的に成長していくために、組織内の多様性を尊重し、積極的に活用していくことが不可欠であると考え、女性や中途採用者、外国人社員をはじめとするさまざまな切り口からダイバーシティの推進に努めてまいります。

また、その実現に向けた具体的かつ測定可能な目標については、当社における事業特性等を勘案し、次のとおり設定いたします。

・女性管理職比率 2030年度時点で10%

・中途採用管理職比率 2021年度時点における水準(7.4%)以上を維持

なお、外国人管理職については、在籍する外国人社員の育成状況及び事業計画に応じて、登用を検討するものいたします。

多様性確保に向けた人材育成方針としては、社員一人ひとりが自らの意思に基づいてさまざまなキャリアプランを選択し、そのキャリアプランに基づいた自己啓発活動等に積極的に取り組むことができる環境を構築することで、多様な能力や考え方を備えた人材の育成をめざします。また、ワークライフバランスの観点から、業務都合に応じて始終業時刻を選択できる勤務制度や育児短時間勤務制度を導入しておりますが、さまざまな勤務制度の導入等を通じて、場所や時間に縛られない柔軟な働き方が可能な労働環境のさらなる整備や社内風土の改革にも取り組んでまいります。

#### 原則2 - 6

当社の企業年金の運営においては、資産運用委員会を設置し、同委員会が年金運用について報告を受け、適宜モニタリングを実施いたします。同委員会は、経理部長・人事部長等、スチュワードシップ・コード及び積立金の運用についての知識を有する者で構成いたします。

#### 原則3 - 1

(1)企業理念並びにグループ経営方針、南海グループ経営ビジョン2027及び2021年度計画につきましては、当社ホームページ等で開示いたします。

企業理念 <http://www.nankai.co.jp/company/company/>

グループ経営方針、南海グループ経営ビジョン2027及び2021年度計画 <http://www.nankai.co.jp/company/keikaku/>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は、上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3)当社の取締役会が取締役報酬を決定するにあたっての方針と手続は、下記「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(4)取締役候補者(監査等委員である取締役を除きます。)については、運輸安全マネジメントに精通する者のほか、当社グループの各事業について知見を有する責任者を社内出身の取締役候補者として選定いたします。また、企業経営者等としての見識や経験を有し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、経営の監督機能を担っていただける方を監査等委員でない社外取締役候補者として選定いたします。

監査等委員である取締役候補者については、当社グループの事業に精通した社内出身者を常勤の監査等委員候補者として選定するとともに、法律、財務及び会計に関する知見を有し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、監査の実効性を確保する機能を担っていただける方を社外取締役監査等委員候補者として選定いたします。

なお、取締役候補者の決定、代表取締役の選定及び執行役員の選任にあたっては、取締役会における決定に先立ち、指名委員会において審議することといたします。

一方、次の各項目に一つでも該当する取締役又は執行役員がいる場合、指名委員会における審議を経て、取締役会は、地位又は担当の解任について決定するほか、必要に応じて株主総会に取締役の解任について提案することといたします。

・職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

・取締役又は執行役員としてふさわしくない非行があった場合

・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(5)代表取締役に異動がある場合、その内定時の適時開示資料において、新任代表取締役の指名について説明いたしますほか、取締役候補者については、株主総会参考書類において、候補者毎の指名について説明いたします。

一方、取締役会が、取締役又は執行役員の地位若しくは担当の解任を決定した場合、又は取締役の解任について株主総会に提案することを決定した場合は、その決定時の適時開示資料において解任について説明いたします。

#### 補充原則4 - 1 - 1

取締役会は、取締役会規則に基づき、法令及び定款に定められた事項のほか、経営の基本方針や長期・中期経営計画並びに年度計画等について決議する一方、機動的な業務執行体制の確立の観点から、会社法において業務執行の決定の委任が許容される項目について、そのすべてを代表取締役に委任し、業務執行機能と監督機能の明確な分化によるモニタリング・ボードへの移行を志向しております。

#### 原則4 - 9

当社が定める社外取締役の独立性判断基準は、下記「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載のとおりであります。

#### 補充原則4 - 10 - 1

当社は、取締役及び執行役員の指名に関する事項を審議する指名委員会と、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)及び役付執行役員の報酬に関する事項を審議する報酬委員会を設置しておりますが、各委員長に独立社外取締役を選任するとともに、各委員会構成員の過半数を独立社外取締役が占めることにより、その独立性を確保いたします。

なお、各委員会の具体的な権限及び役割等については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【任意の委員会】補足説明」に記載のとおりです。

#### 補充原則4 - 11 - 1

取締役会においては、安全輸送の確保を社会的使命とする当社の事業特性上、鉄道事業及び運輸安全マネジメントに精通した社内出身の取締役を相応数選任する必要があるものと考えており、そのうえで、経営判断プロセスの客観性及び透明性を確保するために、全取締役の過半数を社外取締役といたします。

取締役候補者の選定にあたっては、鉄道事業をはじめ、多岐にわたる事業に精通した責任者を社内出身の取締役候補者として選定いたします。また、原則4 - 9に記載の「社外役員の独立性に関する基準」に基づき、社外取締役候補者を選定いたします。

なお、取締役候補者の決定、代表取締役の選定及び執行役員の選任にあたっては、取締役会における決定に先立ち、指名委員会において審議することといたします。

また、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化した、いわゆるスキル・マトリックスについては、統合報告書及び株主総会招集通知において開示

いたします。

#### 補充原則4-11-2

社外取締役の候補者選定にあたっては、その兼職状況を考慮いたします。社外取締役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知に添付の事業報告及び有価証券報告書において毎年開示いたします。

#### 補充原則4-11-3

アンケートによる取締役全員の自己評価等をもとに、毎年、取締役会において、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。

2020年度につきましては、当社取締役会は概ね良好に運営され、前年度の分析・評価に基づき抽出した課題についても一定の改善がなされていることが確認できたことから、取締役会全体の実効性は確保できているものと分析・評価しております。その一方で、2021年度計画等のPDCAサイクルの徹底や、サステナブル経営及びリスクマネジメントに関する審議時間・機会の確保、ITツールを活用した取締役会運営方法のさらなる改善等、改善が求められる課題も依然として残されているため、今後、これらの課題も踏まえて、取締役会全体の実効性のさらなる向上に向けた取り組みを進めていくことといたします。

#### 補充原則4-14-2

取締役に対し、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングを、次のとおり実施いたします。

- ・社内出身の新任取締役及び新任役員執行役員(執行役員のうち上席執行役員以上の者をいいます。以下同じ。)に対しては、法律やコーポレート・ガバナンス等の専門家による研修を行います。
- ・新任社外取締役に対しては、当社の事業内容、財務状況及び経営戦略等に関する説明を行います。
- ・取締役に対して、適宜、外部研修等の受講を促し、必要な費用については会社で負担いたします。
- ・社外取締役を対象に、当社グループ施設の見学会等を実施いたします。

#### 原則5-1

経営戦略部をIR担当部門とし、機関投資家・アナリスト向けに決算説明会を半期毎に開催するとともに、適宜、個別訪問やスモールミーティング等を実施いたします。また、個別訪問及び電話取材等の申込みに対しても、積極的に対応いたします。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,665,300	8.53
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	5,653,300	4.99
日本生命保険相互会社	2,484,789	2.19
三井住友信託銀行株式会社	1,516,000	1.34
株式会社三菱UFJ銀行	1,473,723	1.30
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,454,078	1.28
株式会社三井住友銀行	1,429,417	1.26
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口7)	1,424,700	1.26
株式会社池田泉州銀行	1,289,087	1.14
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,140,200	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

### 補足説明更新

(1)2021年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

(2)割合は、自己株式68,554株を除いて計算しております。なお、自己株式には、役員向け株式報酬として株式交付信託が所有する当社株式55,700株は含まれておりません。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部



望月 愛子	他の会社の出身者										
荒尾 幸三	弁護士										
國部 毅	他の会社の出身者										
三木 章平	他の会社の出身者										
井越登茂子	その他										

**会社との関係についての選択項目**

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
園 潔			園 潔氏は、株式会社三菱UFJ銀行の特別顧問であります。現在は同行の業務執行者ではありません。当社は、同行との間で、資金借入等の取引を行っております。	園 潔氏と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。 また、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループの経営全般に対する的確な助言や監督が期待できるため、社外取締役(独立役員)として選任(指定)しております。
常陰 均			常陰 均氏は、三井住友信託銀行株式会社の特別顧問であります。現在は同社の業務執行者ではありません。当社は、同社との間で、資金借入等の取引を行っております。	常陰 均氏と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。 また、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループの経営全般に対する的確な助言や監督が期待できるため、社外取締役(独立役員)として選任(指定)しております。
肥塚 見春			肥塚 見春氏は、株式会社高島屋の出身者ではありますが、現在は同社の業務執行者ではありません。当社は、同社との間で、同社の大阪店及び堺店にかかる建物賃貸借等の取引を行っております。	肥塚 見春氏と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。 また、百貨店の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループの経営全般に対する的確な助言や監督が期待できるため、社外取締役(独立役員)として選任(指定)しております。
望月 愛子			望月 愛子氏は、株式会社経営共創基盤の共同経営者(パートナー)マネージングディレクターであります。当社は、同社に対して、コンサルティング業務を委託しております。	望月 愛子氏と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。 また、公認会計士としての専門的知見とコンサルタントとして培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループの経営全般に対する的確な助言や監督が期待できるため、社外取締役(独立役員)として選任(指定)しております。

荒尾 幸三				<p>荒尾 幸三氏と当社との間に利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。</p> <p>また、弁護士としての専門的知見と長年にわたり企業法務に携わってきた豊富な経験に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループにおける監査の実効性を高めていただくことが期待できるため、社外取締役監査等委員(独立役員)として選任(指定)しております。なお、荒尾 幸三氏は、企業法務に精通しており、財務・会計に関する知見を有しております。</p>
國部 毅			<p>國部 毅氏は、株式会社三井住友銀行の取締役会長であります。現在は同行の業務執行者ではありません。当社は、同行との間で、資金借入等の取引を行っております。</p>	<p>國部 毅氏と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。</p> <p>また、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループにおける監査の実効性を高めていただくことが期待できるため、社外取締役監査等委員(独立役員)として選任(指定)しております。なお、國部 毅氏は、銀行での業務経験を通じて、財務・会計に関する知見を有しております。</p>
三木 章平			<p>三木 章平氏は、日本生命保険相互会社の出身者であります。現在は同社の業務執行者ではありません。当社は、同社との間で、資金借入等の取引を行っております。</p>	<p>三木 章平氏と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。</p> <p>また、生命保険会社の業務執行者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループにおける監査の実効性を高めていただくことが期待できるため、社外取締役監査等委員(独立役員)として選任(指定)しております。なお、三木 章平氏は、生命保険会社での業務経験を通じて、財務・会計に関する知見を有しております。</p>
井越登茂子				<p>井越 登茂子氏と当社との間に利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。</p> <p>また、法曹界における豊富な経験と専門的知見に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループにおける監査の実効性を高めていただくことが期待できるため、社外取締役監査等委員(独立役員)として選任(指定)しております。なお、井越 登茂子氏は、検事としての業務経験を通じて、財務・会計に関する知見を有しております。</p>

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	2	2	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する体制として、専任スタッフを配置するとともに、当該専任スタッフの独立性を確保するため、その異動、評価等に関しては、常勤の監査等委員と事前に協議を行うこととしております。

## 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

下記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) (2) 監査・監督 監査の状況」エ、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携の状況」に記載のとおりであります。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

## 補足説明

### (1) 指名委員会

指名委員会(委員長:社外取締役 園 潔、委員:代表取締役社長 遠北光彦、社外取締役 常陰 均、同 肥塚見春及び社外取締役監査等委員 國部 毅)を設置し、指名プロセスの公正性・客観性・透明性を確保いたします。

次の事項に関しては、取締役会に先立ち、その内容について本委員会で審議いたします。

- ・取締役候補者の決定、代表取締役の選定及び執行役員の選任
- ・取締役、執行役員の解任及び代表取締役の解職又は不再任の可否
- ・取締役会において決定された経営責任者のあり方及び選定方針に基づく経営責任者の後継者計画の具体的な運用状況

### (2) 報酬委員会

報酬委員会(委員長:社外取締役 常陰 均、委員:代表取締役社長 遠北光彦、社外取締役 園 潔、同 望月愛子及び社外取締役監査等委員 三木章平)を設置し、報酬決定プロセスの公正性・客観性・透明性を確保いたします。

個々の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬及び役付執行役員の報酬の決定に関しては、取締役会の決議をもって、代表取締役社長に一任されておりますが、その決定にあたっては本委員会の承認を経なければならないこととしております。また、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を改定する場合は、取締役会の決議に先立ち、その内容について本委員会で審議いたします。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 8名

## その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

当社が定める社外取締役の独立性判断基準は、次のとおりであります。

### 【独立性に関する基準】

社外取締役の選任にあたっては、当社との間に重要な利害関係がないこと及び東京証券取引所が独立役員の届出にあたって定める独立性基準に該当しないことを前提としながら、安全輸送の確保を社会的使命とする鉄道事業をはじめ、多岐にわたる当社グループの事業における業務執行を監督又は監査するうえで必要となる見識や経験を有すること、及び株主の皆さまからの負託に応えるべく、独立した立場から期待される役割を適切に果たすために、積極的に活動する意欲や資質を有することを要件といたします。

## 【インセンティブ関係】

## 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

下記「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)、並びに社外取締役及び社外監査役の別に、対象となる役員の員数、報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額を開示しております。

直近事業年度である2021年3月期に係る報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く。)	6名	報酬等の総額	1億91百万円
監査役(社外監査役を除く。)	3名	同上	47百万円
社外取締役	3名	同上	25百万円
社外監査役	4名	同上	25百万円

上記のほか、取締役を兼務しない役付執行役員4名に対する報酬等の総額は、88百万円であります。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法】

当社は、2021年5月13日開催の取締役会及び同年6月25日開催の第104期定時株主総会における決議に基づき、次のとおり役員の個人別の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針を定めております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ)及び役付執行役員の報酬を監督給と執行給に区分する。

(1) 監督給

取締役に対して、職責に応じた固定額を金銭で毎月支給する。

(2) 執行給

基本報酬、賞与及び株式報酬で構成し、役付執行役員に対して支給する。

報酬の構成割合については、業績向上へのインセンティブを高めること、株主価値や株価を意識した経営の浸透をはかることを勘案して、基本報酬60:賞与25:株式報酬15とする。

基本報酬

役割・責任に応じた固定額を、金銭で毎月支給する。

賞与

当該事業年度の会社業績と個人業績に基づき算定した額を、当該事業年度に係る定時株主総会終了後に一括して金銭で支給する。会社業績部分と個人業績部分の比率は、70:30とする。但し、社長は会社業績のみで算定する。

ア、会社業績部分

会社業績部分は、条件指標があらかじめ定める水準をクリアした場合に、目標指標の達成状況に応じて算定し、支給する。

条件指標

事業年度ごとに一定水準の利益が確保され、株主の皆さまに安定的な配当が行えることを支給の条件として考え、親会社株主に帰属する当期純利益を条件指標とする。当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が、過去5年間における最高値及び最低値を除いた平均値の70%を下回った場合、会社業績部分に係る賞与は支給しない。



## 目標指標

「南海グループ経営ビジョン2027」の達成に向けたインセンティブを高めるため、同ビジョンの数値目標である連結営業利益を目標指標とする。期初に策定する予算に対する達成率について、80%から120%の間で直線的(比例的)に支給率に反映させることとし、標準額を100%とした場合、支給額は50%から150%の間で変動する。なお、達成率が80%を下回った場合、会社業績部分に係る賞与は支給しない。

## イ、個人業績部分

各人が毎年度定める目標の総合達成度を社長が4段階で評価し、その評価に基づき支給率を決定する。標準額を100%とした場合、支給額は0%又は70%から130%の間で変動する。

## 株式報酬

役付執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、役付執行役員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式報酬制度を導入する。

本制度においては、第102期定時株主総会終結の時から第102期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までの3年間(以下「対象期間」という。)に在任する役付執行役員に対して当社株式が交付される。その仕組みは、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が、当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含む。)から取得する方法により当社株式を取得し、当社が各役付執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各役付執行役員に対して交付される。

役付執行役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該役付執行役員の退任時とする。

なお、対象期間は、取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて延長することができることとする。

## [2020年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績]

2020年度においては、新型コロナウイルス感染拡大が当社グループに与える影響を期初に合理的に把握することができず、目標を設定することが困難であったことに加え、新型コロナウイルス感染拡大による厳しい経営環境に鑑み、2020年度に係る賞与の支給は見送ることいたしました。よって、記載すべき指標の目標及び実績はありません。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役又は社外取締役監査等委員による監督又は監査を実効性あるものとするため、総務広報部長は、取締役会の事務局として、社外取締役に対して、可能な範囲で取締役会資料の事前配布を行うとともに、必要に応じて、議案及びその内容について、担当役員等により事前に説明を行う機会を設けます。以上のような取組みにより、取締役会における意思決定手続の適正性確保に努めております。このほか、取締役会を欠席した社外取締役に対しては、審議内容及び報告事項資料並びに審議通知書の送付を行っております。

監査等委員会の事務局は監査等委員会事務局(従来の監査役室を改称)が担っており、監査等委員会開催日時の連絡、議題の事前通知等を行うとともに、必要に応じて、各事業所の実地監査の補助を行っております。また、常務会で付議された内容や、その他決裁書類等から得た情報のうち、監査を行ううえで有益な情報を、常勤の監査等委員から社外取締役監査等委員に対し適宜説明及び報告を行っております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
川勝 泰司	名誉顧問	現経営陣からの求めに応じた助言 (随時)	非常勤 報酬無	2001/03/15	終身
吉田 二郎	名誉顧問	現経営陣からの求めに応じた助言 (随時)	非常勤 報酬無	2005/06/29	終身
山中 諄	特別顧問	現経営陣からの求めに応じた助言 (随時)	非常勤 報酬無	2015/06/23	4年 2019/06/21より
亘 信二	特別顧問	現経営陣からの求めに応じた助言 (随時) 大阪市高速電気軌道株式会社経営委員会委員としての活動	非常勤 報酬無	2015/06/23	4年 2019/06/21より

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

4名

## その他の事項

当社は、2019年6月21日開催の取締役会の決議をもって、相談役制度を廃止するとともに、顧問制度の見直しを実施いたしました。会長・社長経験者は、取締役退任後、4年間(最長80歳まで)は特別顧問とし、その任期満了後は、終身で名誉顧問といたします。

監査等委員会設置会社を採用し、取締役会において議決権を有する社外取締役の員数・比率をともに高め、取締役会の監督機能の強化及び経営の透明性向上をはかるとともに、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任し、業務執行の機動性を向上させることによって、モニタリング・ボードへの移行を志向してまいります。また、執行役員を業務執行の責任者と位置づけることにより、業務執行機能と監督機能を明確に分化しております。

取締役会においては、安全輸送の確保を社会的使命とする当社の事業特性上、鉄道事業及び運輸安全マネジメントに精通した社内出身の取締役を相応数選任する一方、その過半数を社外取締役とするとともに、それぞれ構成員の過半数を監査等委員を含む社外取締役が占める指名委員会及び報酬委員会を設置することにより、指名・報酬をはじめとする経営の重要事項についての決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を確保しております。

また、取締役会及び監査等委員会に対して、内部監査計画及び結果の報告を含む内部統制システムの運用状況について定期的に報告を行うなど、取締役会及び監査等委員会による経営の監督機能強化に努めております。

#### (1) 業務執行

##### 取締役会

社外取締役8名を含む取締役15名(うち監査等委員である取締役6名)で構成する取締役会(議長:代表取締役社長、事務局:総務広報部)は、原則月1回開催し、経営の基本方針ほか当社の業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当社は、定款の定め及び取締役会の決議に基づき、重要な業務執行の決定を取締役に委任することにより、業務執行の機動性向上をはかっております。

##### 常務会

取締役会の設定する経営の基本方針に基づき、重要な業務執行について社長が決定するための審議機関として、役付執行役員を構成員とする常務会(主宰者:社長、事務局:総務広報部)を週1回開催し、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めております。

##### 指名委員会

上記「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【任意の委員会】 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 補足説明 (1) 指名委員会」に記載のとおりであります。

##### 報酬委員会

上記「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【任意の委員会】 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 補足説明 (2) 報酬委員会」に記載のとおりであります。

#### (2) 監査・監督

##### 監査の状況

###### ア、監査等委員会監査の状況

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざしており、コーポレート・ガバナンスの強化・充実の一環として、2021年6月25日開催の第104期定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

監査等委員会は、社外取締役4名を含む6名の監査等委員で組織し、監査等委員会が選定する監査等委員が当社及び子会社の業務及び財産の状況を調査するとともに、監査等委員会で審議、決議を行うなどして、取締役の職務執行を監査いたします。また、監査等委員会の職務を補助する体制として、専任スタッフを配置するとともに、当該専任スタッフの独立性を確保するため、その異動、評価等に関しては、常勤の監査等委員と事前に協議を行うこととしております。なお、監査等委員 岩井 啓一は、当社の経理部門に長く従事し、経理部長及び経理担当役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

###### 【監査等委員会の開催及び活動の状況】

当社は監査等委員会設置会社として、監査等委員6名で構成する監査等委員会(議長:常勤の監査等委員、事務局:監査等委員会事務局)を、原則月1回開催し、職務執行の監査を行っております。

監査等委員会における主な検討事項は、監査報告、監査に関する基本事項、2021年度経営計画の各部門における短中期目標に対する取組みの状況、常務会議案及び報告事項、会計監査人の監査状況、会計監査人の評価、内部監査等の状況及び次年度計画などです。

監査等委員会の活動状況として、代表取締役及び各部門の担当役員との間で、定期的に意見交換を行うほか、必要に応じ、取締役、執行役員及び使用人との間で、個別の経営課題に関する意見交換を行いました。また、常勤の監査等委員は、常務会その他重要な会議に出席し、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績及び財産の状況等の報告を聴取するとともに、決裁後の稟議書及び内部監査報告書等重要な文書の回付を受けているほか、当社グループの施設及び経営地等への実地調査を行っております。常勤の監査等委員は、当社事業に精通する立場から、これらの活動により収集した情報を、監査等委員会において社外取締役監査等委員に報告し、適宜説明を加える一方、これに対し、社外取締役監査等委員は、その専門的知見や外部での経験に基づく指摘や意見陳述を行うなど、それぞれの役割分担に従い相互に機能を補完することで、監査等委員監査の実効性を高めております。

なお、2020年度におきましては、監査役会設置会社として、監査役5名で構成する監査役会(議長:常任監査役(常勤)、事務局:監査役室)を、原則月1回開催し、職務執行の監査を行いました。

2020年度開催状況: 監査役会 13回

#### イ、内部監査の状況

経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくとともに、コンプライアンス経営の維持及び増進を目的として、リスク管理室長のもと内部監査部門(所属員15名)及びコンプライアンス経営推進部門(所属員5名)が連携して、期初に策定する監査計画に基づき、内部監査(グループ会社監査を含む。)を実施する体制を整えております。監査計画の策定に際しては、当社及び当社グループが抱えるリスクや法令改正等を勘案し、基本方針、具体的施策及び監査テーマを定めることとしております。

#### ウ、会計監査の状況

##### (ア) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (イ) 継続監査期間

52年間

上記は、調査が著しく困難であったため、現在の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の前身(の1つ)である朝日会計社が監査法人組織になって以降の期間について記載したものであります。

##### (ウ) 業務を執行した公認会計士

単体及び連結の計算書類並びに財務諸表の監査を目的として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、直近事業年度である2021年3月期においては、監査証明業務を担当する業務執行社員として次の2名の公認会計士が指定されておりました。

指定有限責任社員 近藤 康 仁(継続監査年数1年)

指定有限責任社員 北村 圭 子(継続監査年数3年)

なお、2022年3月期においては、引き続き、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、監査証明業務を担当する業務執行社員として

次の2名の公認会計士が指定されております。

指定有限責任社員 近藤 康 仁

指定有限責任社員 北村 圭子

(工)監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、会計監査人の選定基準に基づき決定されており、具体的には公認会計士12名、日本公認会計士協会準会員11名及びその他2名を主たる構成員としております。

(オ)会計監査人の選定方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性や職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等の品質管理体制のほか、監査計画が当社の事業内容に対するリスクを反映した内容であるか、監査報酬見積額が適切であるか等を勘案し、会計監査人を選定することといたします。また、監査等委員会は、会計監査人に対し、その独立性や品質管理の状況、職務遂行体制の適正性の説明を求め、整備・運用状況を確認することといたします。

エ、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携の状況

(ア)内部監査と監査等委員会監査(監査等委員による監査を含む。)の相互連携

監査等委員会は、内部監査部門及びコンプライアンス経営推進部門が策定する監査計画を聴取するとともに、各監査等委員は、計画に基づく監査の報告を受け、必要に応じ説明を求めるほか、実地監査への立会や意見交換を行うなど、監査等委員会監査と内部監査の相互連携を密にして、両者あいまって監査の実効をあげ、自主的な監視機能の強化に努めてまいります。

(イ)監査等委員会監査(監査等委員による監査を含む。)と会計監査の相互連携

監査等委員会は、会計監査人から監査計画を聴取するとともに、これに基づく監査報告を四半期に1回受け、質疑応答を行います。また、必要に応じ、会計監査人が実施する実地監査に立ち会うほか、会計監査人との間で会合の場を設け、監査等委員が業務監査で知り得た情報を会計監査人に伝え、また会計監査人が会計監査で知り得た情報を監査等委員に伝えるなど、相互連携を密にすることにより、監査等委員会監査及び会計監査双方の質的向上を期してまいります。

(ウ)内部監査と会計監査の相互連携

内部監査部門は、毎年7月に会計監査人の監査計画を把握するとともに、監査等委員や関係部門とともに監査実施状況についての報告を受けることとしております。また、必要に応じ、会計監査人が実施する実地監査に立ち会い、会計監査人との間で連携強化をはかっております。

オ、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査と内部統制部門との関係

(ア)内部監査と内部統制部門との関係

内部監査部門は、内部統制システムに係る各体制の整備・運用を所管する各部門を対象に、当該各体制が適正に整備され、有効に運用されているか監査を実施し、監査対象部門の部課長及びその関係者は、当該監査が円滑かつ迅速に実施できるよう協力しなければならないこととしております。なお、当該監査の結果は、内部監査部門から代表取締役社長に対して、速やかに報告されます。また、内部監査(グループ会社監査を含む。)の実施にあたっては、必要に応じて、内部監査部門とコンプライアンス経営推進部門が連携して、監査の実効性確保に努めております。

(イ)監査等委員会監査と内部統制部門との関係

常勤の監査等委員は、内部統制システムに係る各体制の整備・運用を所管する各部門の担当役員、部長及びグループ会社の社長を対象に、個別にヒアリングを行い、当該各体制の有効性の確認を行うことができる体制を整えてまいります。

(ウ)会計監査と内部統制部門との関係

内部監査部門及び経理部門の担当役員、部課長及びその関係者は、会計監査人が実施する会計監査又は実地監査が、円滑かつ効率的に行われるよう協力する体制を整えております。

#### 社外役員の状況

ア、企業統治において果たす機能及び役割

監査等委員でない社外取締役には、企業経営者、公認会計士、コンサルタントとしての見識、経験、専門性を当社の経営に活かしていただくことを期待し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、経営の効率性と透明性の向上に資する機能を担っていただいております。

社外取締役監査等委員には、企業経営者、弁護士、検事としての見識、経験、専門性を監査に活かしていただくことを期待し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、経営の透明性確保と監査の質的向上に資する機能を担っていただいております。

イ、監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携の状況

(ア)監督又は監査と内部監査の相互連携

取締役会及び監査等委員会は、内部監査部門から監査計画を聴取するとともに、各監査等委員は、取締役会において計画に基づく監査の報告を受けるほか、監査等委員会は、必要に応じ、内部監査部門及びコンプライアンス経営推進部門に対し説明を求めることとしております。

(イ)監督と監査等委員会監査(監査等委員による監査を含む。)の相互連携

監査等委員会監査の実効性の確保をはかるため、代表取締役、監査等委員でない社外取締役及び監査等委員会による意見交換会を開催することとしております。

(ウ)監督又は監査と会計監査の相互連携

監査等委員会は、会計監査人から監査計画を聴取することとしており、これを監査等委員でない社外取締役も傍聴することとしております。社外取締役及び監査等委員は、監査計画について意見交換を行うほか、必要に応じ、会計監査人との間で質疑応答を行うこととしております。

ウ、監督又は監査と内部統制部門との関係

上記「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【社外取締役のサポート体制】」に記載のとおりであります。

エ、責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定により、社外取締役 園 潔、同 常陰 均、同 肥塚見春、同 望月愛子、同 荒尾幸三、同 國部 毅、同 三木章平及び同 井越登茂子との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおり、監査等委員会設置会社の採用をはじめとする現状のコーポレート・ガバナンス体制は、業務執行機能と監督機能を明確に分化し、当社が志向するモニタリング・ボードに適した体制であると考えられることから、当該体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3～6営業日程度前に発送するほか、発送に先立ちTDnetにより電子的に開示することを原則としております。 なお、直近事業年度にかかる第104期定時株主総会招集通知につきましては、法定期日の4営業日前に発送し、発送日の3営業日前にTDnetにより電子的に開示いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第1集中日と予測される日を回避して日程の設定を行うことを原則としております。 なお、直近事業年度にかかる第104期定時株主総会につきましては、第1集中日を回避し、2021年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会において、インターネット等により議決権を行使いただくことを可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の株主総会招集通知及び株主総会参考書類の英訳版を作成しております。
その他	当社ホームページ[ <a href="http://www.nankai.co.jp/ir/soukai/">http://www.nankai.co.jp/ir/soukai/</a> ]に招集通知を掲載しております。

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ホームページ[ <a href="http://www.nankai.co.jp/ir/disclosurepolicy/">http://www.nankai.co.jp/ir/disclosurepolicy/</a> ]に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月と11月の年2回開催しており、それぞれ通期・第2四半期の決算の概要、業績予想及び中期経営計画の進捗状況等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ[ <a href="http://www.nankai.co.jp/company/">http://www.nankai.co.jp/company/</a> ]に各種IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略部(担当役員は、上席執行役員(経営政策室長) 大塚 貴裕)	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	鉄道事業を基軸とした総合生活企業として、人々の生活をトータルにサポートする広範な事業を通じ、広く社会の発展に貢献することを趣旨として唱えた「企業理念」を制定するとともに、当社及びグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定し、コンプライアンス経営を推進しております。 また、「お客さまとともに」運動をグループをあげて推進しており、当社各部門・グループ会社ごとに年度目標を設定し、お客さまの視点に立った諸施策に取り組んでおりますほか、当社にとりまして最も重要な使命であります「安全の確保」に向けて、継続的な投資と従業員教育を行うことにより、事故防止に万全を期しております。このほか、災害発生時において、お客さまの安全の確保を最優先し、当社事業の早期復旧により、企業の社会的使命を達成することを目的として、「災害対策規程」を制定するとともに、大規模地震をはじめとする緊急事態が発生した場合でも、重要な事業を中断させず、又は中断したとしても可能な限り短時間で復旧できるよう、事前に行うべき対策と行動要領等を定めた「BCP(事業継続計画)」を策定しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>CSRへの取組みとしてコンプライアンス経営を推進するのはもとより、環境対策の基礎として「環境理念」を、また当社の環境に対する方針を明確にするため「環境方針」をそれぞれ制定し、これらに基づき、環境に配慮した車両の導入等、事業ごとにさまざまな施策に取り組んでおります。また、企業理念において「社会への貢献」を掲げ、公共交通を基軸に沿線価値向上に向けた様々な事業活動を展開することによって、中長期的な企業価値の向上をはかっております。そのため持続可能な社会の実現に向けた当社グループの姿勢を社内外のステークホルダーに一層明確に示すため、「サステナビリティ方針」を定めております。</p> <p>&lt;サステナビリティ方針&gt;</p> <p>沿線エリアを中心に、地域住民・自治体・企業等、さまざまなステークホルダーと共創・協働し、企業理念の実践を通じて、「持続的な企業価値の向上」と「持続可能な社会の実現」の両立をめざします。</p> <p>さらに、同方針の下長期的に取り組むべき重点施策として、SDGsの視点を取り入れた7つの「サステナブル重要テーマ(マテリアリティ)」を設定しました。</p> <p>(1)安全・安心・満足のさらなる追求  (2)賑わいと親しみのあるまちづくり  (3)夢があふれる未来づくり  (4)豊かな暮らしの実現  (5)一人ひとりが能力を発揮できる職場・ひとづくり  (6)地球環境保全への貢献  (7)誠実で公正な企業基盤強化</p> <p>なお、本社部門及び千代田工場においては、「ISO14001」の認証を取得するなど、環境マネジメント体制の構築及び環境保全のための取組み強化をはかり、社会的責任を堅実かつ積極的に果たしていくための体制を整備しております。このほか、社会貢献活動の一環として、前途有望な人材の育成に寄与することを目的として、主に大阪府内の高等学校に在学する交通遺児に対する育英基金を設定しております。</p> <p>詳細につきましては、当社ホームページ[<a href="http://www.nankai.co.jp/company">http://www.nankai.co.jp/company</a>]をご覧ください。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>会社情報の適時開示に向けて、社内に情報取扱責任者を設置し、重要な会社情報の確実な把握と厳正な管理に努めております。情報開示に際しては、関係各部門と協議のうえ、また必要に応じて会計監査人等の助言・指導を仰ぎながら、開示文書を作成し、取締役会等において決定又は報告がなされた後、速やかに開示を行っております。また、決算期翌月内の正確な決算発表に、グループをあげて取り組んでおります。</p>
<p>その他</p>	<p>有用な人材を男女の性差にかかわらず、役員・管理職として登用する考えであります。社員一人ひとりが多様な個性と能力を相互に尊重しあい積極的に活かしていくことを通じて、企業としての価値を高め、社会の信頼に応え続けてまいりたいと考えております。</p> <p>その中でも女性の活躍のさらなる推進に向けて、採用における女性の比率を高めていく(大卒採用4割水準を目標)とともに、管理職等指導的地位をはじめとするさまざまな領域・役割への女性の登用を着実に増やしていくことをめざします。</p> <p>そのために、女性のキャリア形成支援の充実、働く環境整備や職場の風土・意識改革等、女性の活躍の場をさらに広げていくための取組みを今後も強化してまいります。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの機能強化が重要な経営課題であるとの認識の下、法令遵守はもとより、透明性の高い経営、公正かつ合理的な意思決定、そしてこれらの監督機能の強化に努めております。

#### (2) 整備状況

当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定するとともに、内部監査及びコンプライアンス経営の推進を担当する専任組織を設置しております。

この「企業倫理規範」の精神を定着させるための指針として、当社及びグループ会社の役職員一人ひとりの業務や行動レベルにまでブレイクダウンして示す「コンプライアンスマニュアル」の策定や研修等を通じて、反社会的勢力との関係遮断とコンプライアンス経営の理念浸透に努めておりますほか、法的・倫理的問題を早期に発見し、是正していくための体制として、役職員からの通報・相談を受け付ける「企業倫理ホットライン制度」を設置しております。

また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営推進に向けた諸施策を審議するとともに、万一、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、同委員会において、その是正や再発防止策についての提言を行ってまいります。

このほか、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を適切に整備・運用するとともに、内部監査部門による有効性の評価を通じて、当該体制の維持・改善をはかってまいります。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の議事録、稟議書その他取締役及び執行役員等の職務の執行に係る文書は、「文書規程」等の社内規則に従い、適切に作成のうえ、保存・管理を行っております。また、「セキュリティポリシー」を定め、当社が保有する情報資産を適切に保護し、情報資産の「機密性」、「完全性」及び「可用性」を確保するための体制を整えております。

当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、危機(重大事故及び災害を除く。)の発生を予防するとともに、発生した場合の会社及び役職員並びに旅客・顧客に対する被害を最小限にとどめるための包括的な規範として「危機管理指針」を定めるほか、重大事故及び災害の発生又は発生のおそれがある場合における対策組

織、応急処理等を定めるとともに、災害発生時の旅客・顧客及び役職員の安全確保と早期復旧をはかり、被害を最小限に抑えることにより、企業の社会的責任を果たすことを目的として、「災害対策規程」を定めております。

また、「グループ会社管理規程」において、グループ会社の危機情報の把握に努め、「危機管理指針」に準拠して、グループ会社の危機管理を行わなければならない旨を定めております。

鉄道事業におきましては、輸送の安全を確保するために、「安全管理規程」を制定し、「安全推進委員会」を設置しております。今後、なお一層、安全管理マネジメントの推進に努めてまいります。

このほか、当社各部門の所管業務及びグループ会社の事業運営に付随するリスクの管理については、対応部門又は対応会社において必要に応じ、研修や規程・マニュアルの整備等を行っております。

当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、業務活動の組織的かつ効率的な運営を実現するために、社内規則により、業務組織及び事務分掌並びに各職位に配置された者の責任・権限・義務等が明確に定められております。

また、監査等委員会設置会社を採用し、重要な業務執行の決定を代表取締役委任に委任するとともに、執行役員制度を導入し、執行役員を業務執行の責任者と位置づけ、業務執行機能と監督機能を明確に分化することにより、業務執行の機動性向上をはかっております。取締役会の設定する経営の基本方針に基づき、重要な業務執行について審議するために、役付執行役員を構成員とする常務会を週1回開催するなど、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めております。

グループ会社の取締役の職務の執行にあたっては、「グループ会社指導方針」に基づき、経営の機動性及び自主性に配慮しつつ、事業規模・特性等を勘案したうえで、組織形態・機関設計の基本方針を定めております。また、財務報告の信頼性確保と業務の効率化を目的として、経理業務のシェアードサービスを導入しております。

このほか、経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくために、当社内部監査部門による内部監査(グループ会社監査を含む。)を計画的に実施する体制を整えております。

当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ会社指導方針」及び「グループ会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社間の意思疎通の連携を密にし、重要な設備投資案件をはじめ一定の経営上の重要な事項はあらかじめ当社の承認を必要としているほか、必要に応じて適宜報告を求めるものとしております。

その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社役員をグループ会社の役員又は幹部職員として派遣し、企業集団としての一体的経営及び効果的な統制に努めるとともに、準常勤監査役の配置やグループ会社監査役連絡会を通じて、グループ各社の監査役の機能強化と情報の共有化をはかっております。

また、「IT管理規程」を制定し、IT統制の確立に努めるほか、グループ会社に対する融資の実行にあたっては、当社審査委員会による厳格な審査手続を設けるなど、グループ全体としての業務の適正をはかっております。

当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会に関する事務を分掌する専任の組織として、監査等委員会事務局を設置しております。監査等委員会事務局は、「社則」により、社長その他の執行役員による指揮命令系統からは明確に分離され、その所属員は監査等委員の指揮命令に服するとともに、その異動及び評価については、常勤の監査等委員の同意を得ることとしております。

社長その他の執行役員及び使用人は、常勤の監査等委員に対し常務会その他重要な会議への出席を求め、これらの会議において、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績及び財産の状況等を報告するほか、決裁後の稟議書及び内部監査報告書等重要な文書を回付する体制を整えております。また、監査等委員会又は常勤の監査等委員の求めに応じ、個別の経営課題に関する意見交換を行うこととしております。

「企業倫理ホットライン制度」の運用にあたっては、「企業倫理ホットライン制度規程」において、全ての役職員は情報提供者に対して不利益・不当な扱いや報復・差別的行為をしてはならない旨を定めているほか、その運用状況について、定期的に常勤の監査等委員に報告することとしております。

当社は、監査等委員会の監査計画等に基づき、通常の監査費用について予算化する一方、監査等委員がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して意見を求めた場合等、予算外で特別に生じた費用を請求したときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、不合理に支出を留保しないものとします。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### (1) 基本的な考え方

当社は、当社及びグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のために制定した「企業倫理規範」において、「企業や市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決する」旨を明記し、反社会的勢力との関係遮断に取り組むこととしております。

### (2) 整備状況

「企業倫理規範」の精神を、役職員一人ひとりの業務や行動レベルまでブレイクダウンするために、「コンプライアンスマニュアル」を策定しております。また、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス経営推進部門を設置するとともに、同部門に警察出身者を常勤させております。

上記のほか、具体的な社内体制の整備状況、実施施策は、次のとおりであります。

社長は、「企業倫理規範」の精神を内外に表明し、その精神をグループ全体あるいは役職員一人ひとりに定着させるため、機会があるごとに訓示等を行っております。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合、コンプライアンス経営推進部門に即時、通報・相談を行うこととしております。これを受けた同部門では、反社会的勢力からの要求に屈することなく、関係遮断の取組みを助言・指導・支援しております。また、必要に応じて、外部専門機関(警察、弁護士、大阪府暴力追放推進センター等)に相談し、助言を得るなど、緊密な連携関係を構築しております。

当社独自のデータベースや外部専門機関からの情報の活用等により、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する取組みを行っております。

反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款等に「暴力団排除条項」を導入する取組みを行っております。

大阪府暴力追放推進センター、大阪府企業防衛連合協議会等が行う地域活動や会合に参加し、暴力団等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

万一、不当要求による被害が生じた場合には、不当要求に屈しない姿勢を社内外に鮮明にし、被害の拡大を防止する意味からも、躊躇することなく積極的に、警察に対し被害届を提出することとしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

## 該当項目に関する補足説明

## (1)基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が企業価値を確保・向上させるためには、沿線住民を核とする顧客及び地域社会との良好な信頼関係を維持・強化していくことが必要であり、また、鉄道事業者としての最大の使命である安全輸送を確保することが何よりも重要であります。当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、金融商品取引法、会社法その他関係法令に従い、適切な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2)基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

## 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループでは、企業価値向上に向けた取組みといたしまして、当社グループの10年後のありたい姿として「南海グループ経営ビジョン2027」を策定するとともに、その実現に向けた第一段階の取組みとして、当初3年間(2018年度～2020年度)を対象期間とする中期経営計画「共創136計画」を策定し、推進してまいりました。しかしながら、2020年初頭以降の新型コロナウイルスの感染拡大によって、これまでの延長線上にはない、先行き不透明な経営環境に直面していることから、2021年度をスタートとする次期中期経営計画の具体化は見送り、当社ホームページ[<http://www.nankai.co.jp/company/keikaku/>]において記載のとおり、同年度の1年間を対象とする短期計画を策定し、推進しております。

## 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して、株主の皆さまや取締役会が大量買付の内容等について検討するために必要な情報の提供を求めます。取締役会は、当該情報等に基づき、必要に応じて買収者と協議・交渉を行い、取締役会の意見を株主の皆さまに提示いたします。そのうえで、株主の皆さまが適切に判断するための十分な時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令に従い、適切な措置を講じてまいります。

## (3)上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)の に記載した「南海グループ経営ビジョン2027」並びに前期中期経営計画「共創136計画」及び「2021年度計画」は、いずれも当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

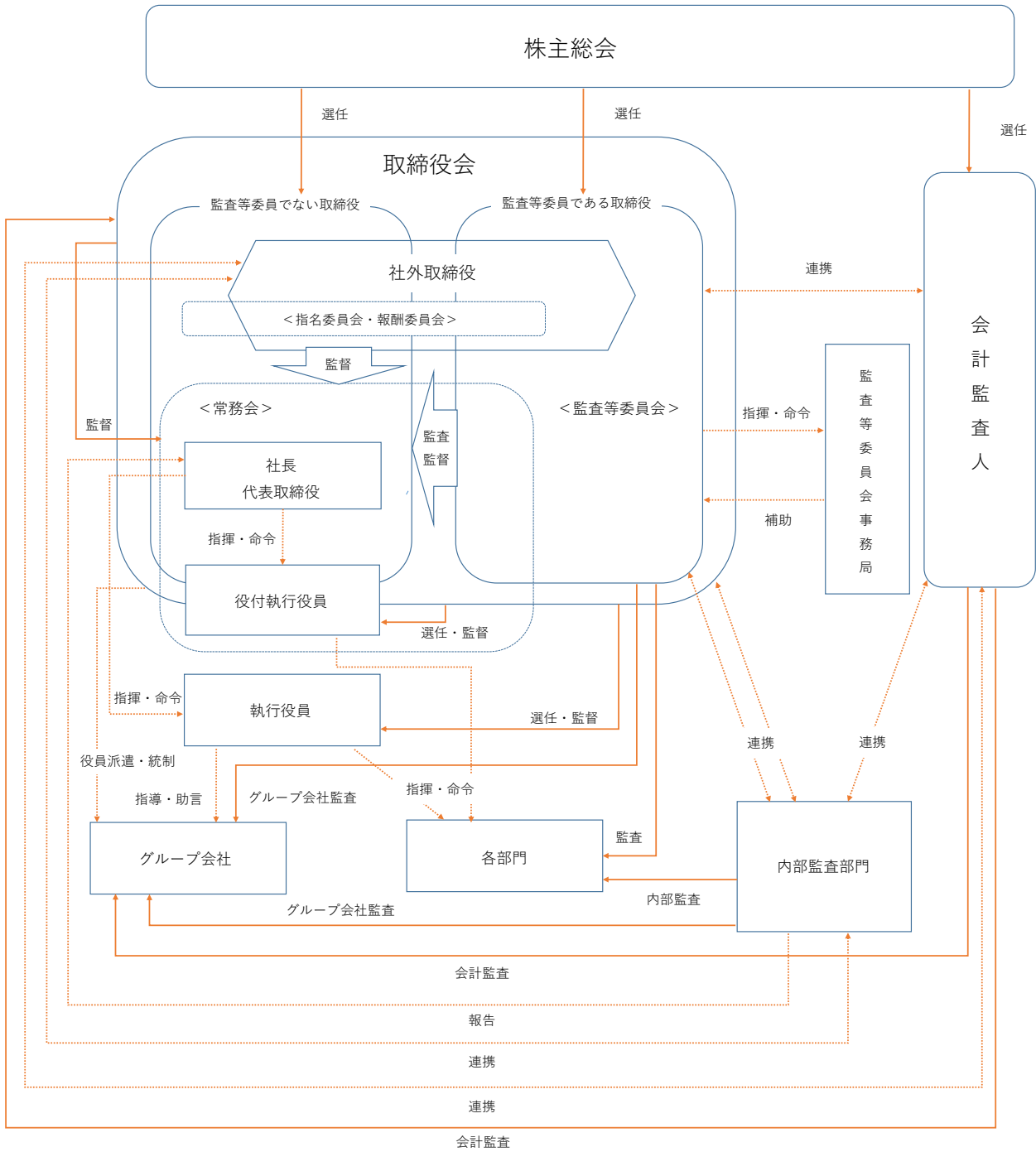
また、上記(2)の に記載の取組みは、当社株式の大量買付が行われる場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

したがって、これらの取組みや各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制については、ディスクロージャー・ポリシーにおいて定めており、当社ホームページ[<http://www.nankai.co.jp/ir/disclosurepolicy/>]に掲載しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】





# 【適時開示体制】

